

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年9月14日

支出負担行為担当官

帯広開発建設部長 齋藤 大作

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

① 業務名 総合水防演習連絡会議運営補助

② 業務概要

本役務は、出水に備え防災関係機関の密接な連携と水防技術の向上、並びに水防意識の高揚を図るとともに、水防に関して地域住民の理解を深めることを目的とした「令和9年度 十勝川水系総合水防演習（仮称）」（以下「演習」という。）の開催に向けた総合水防演習連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び水防工法指導者会議の運営補助並びに演習案内資料等の作成を行うものである。

(2) 業務内容

① 計画準備

② 連絡会議運営補助

③ 演習案内等資料作成

④ 水防工法指導者会議運営補助

⑤ 報告書作成

(3) 履行期間

令和8年10月27日（火）から令和9年3月25日（木）まで

(4) 本業務において企画提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

「地域住民の関心を高めるため、演習案内等の作成における留意点」

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

(7) 業務実績に関する要件

企画提案書の提出する者に対する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

平成28年度以降公示日までに完了した同種業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし協力者（下請等）の実績は含まない。

同種業務：一級河川（国管理区間）における水防演習の運営に関する業務（役務）

類似業務：一級河川（国管理区間）における河川関連行事の企画運営に関する業務（役務）

(8) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定技術者の資格等

① 管理技術者及び担当技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

② 管理技術者は、平成28年度以降公示日までに完了した一級河川（国管理区間）における水防演習又は河川関連行事の運営に関する業務（役務）を実施した実績を有すること。

なお、対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

③ 管理技術者は、以下に示す資格を有する者である場合は優位に評価する。

技術士（総合技術監理部門（建設））、技術士（建設部門）、土木学会認定土木技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者、RCCM、1級土木施工管理技士

④ 管理技術者1名及び担当技術者1名以上配置すること。

3 手続き

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目
北海道開発局帯広開発建設部 契約課 上席専門官
電 話：0155-24-3198
電子メール：hkd-ob-shiryo@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

① 交付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月25日（金）まで

② 交付方法

来庁又は電子メール

③ 交付場所

上記（1）と同じ

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

① 提出期限

令和8年9月28日（月）12時00分

② 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

なお、電子メールで提出する場合は、上記（1）のアドレスあてに提出すること。

(4) 説明会の日時、場所等

実施しない

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
実施しない

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。